

法令および定款に基づくインターネット開示事項
(臨時株主総会招集ご通知)

東 急 株 式 会 社 の 定 款

東急株式会社の最終事業年度
(2021年4月1日から2022年3月31日)
に 係 る 計 算 書 類 等

株主総会招集ご通知の添付書類のうち、東急株式会社の定款、最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日）に係る計算書類等の内容につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイト（<https://www.tokyu-rec.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。



株式
会社

東急レクリエーション

東急株式会社の定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、東急株式会社と称する。
 英文名をTOKYU CORPORATIONとする。
(目 的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄道事業および索道事業

2. 軌 道 業

3. 自動車による一般運輸業

4. 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業

5. ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営

6. 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売

7. ホテル及び旅館の経営

8. 旅 行 業

9. 土木建築工事の設計施工請負

10. 前払式特定取引に関する商品の売買の取次

11. 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証

12. 損害保険代理業

13. 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業

14. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務

15. 放送法に基づく放送事業

16. 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売

17. ショッピングセンターの経営、管理業の受託

18. 広告、宣伝に関する業務

19. 不動産の管理および貸借の受託

20. クレジットカードの取扱いに関する業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売

21. 警備業法に基づく警備業

22. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理

23. 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業

24. 保育施設の経営および保育サービス事業

25. 電力小売事業およびガス小売の取次事業

26. 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営

27. 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営

28. 古物営業法に基づく古物の売買

29. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業

30. 前各号に付帯関連する一切の事業
(本店の所在地)

第3条 本会社は本店を東京都渋谷区に置く。
(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取 締 役 会

(2) 監 査 役

(3) 監 査 役 会

(4) 会計監査人
(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、9億株とする。
(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。
(自己の株式の取得)

第8条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)

第10条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。
 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。
(株式の取扱)

第12条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時招集する。
(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(電子提供措置等)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する

書面に記載しないことができる。
(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。
(議 長)

第18条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。
(議事運営規則)

第19条 株主総会の議事に関し、取締役会は議事運営規則を定めることができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

第20条 本会社の取締役は20名以内とする。
(選 任)

第21条 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。
(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(取締役会の招集)

第23条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
(取締役会の書面等による決議)

第24条 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
(役付取締役)

第25条 本会社には取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名その他の役付取締役若干名を置くことができる。
(代表取締役)

第26条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。
 取締役社長は代表取締役でなければならない。
(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は別に定める。
(取締役との責任限定契約)

第28条 本会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(定 員)

第29条 本会社の監査役は5名以内とする。
(選 任)

第30条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。
(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(監査役会の招集)

第32条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は別に定める。
(監査役との責任限定契約)

第34条 本会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選 任)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。
(任 期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 相 談 役

(相 談 役)

第37条 本会社には取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第38条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日)

第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当)

第40条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。

(附 則)

- 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条はなお効力を有する。
- 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

東急株式会社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日）
に係る計算書類等

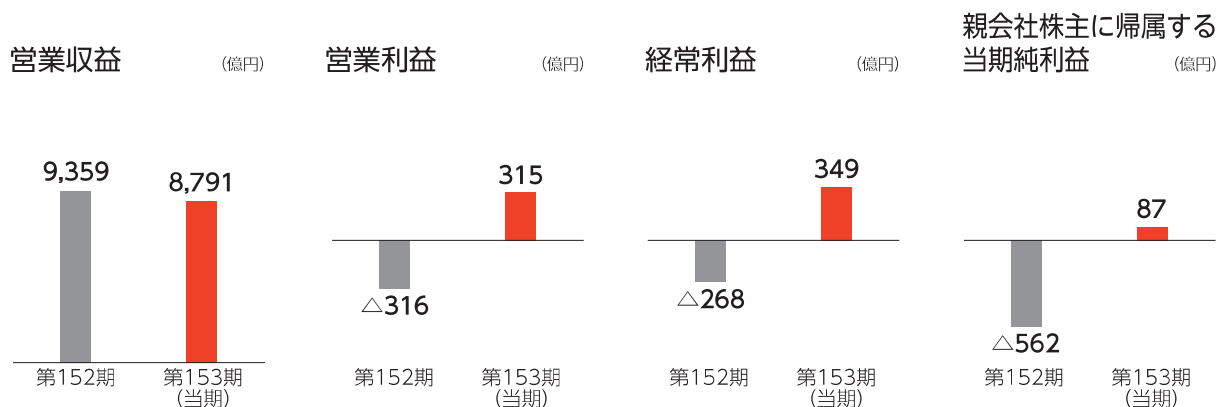
1 当社グループの現況

1. 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、企業収益に持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、個人消費や雇用情勢は弱い動きで推移しました。国内におけるワクチン接種が進み、感染拡大防止と経済活動の両立が模索されていますが、変異株による感染再拡大の懸念や緊迫するウクライナ情勢等、未だ先行き不透明な状況が続いております。

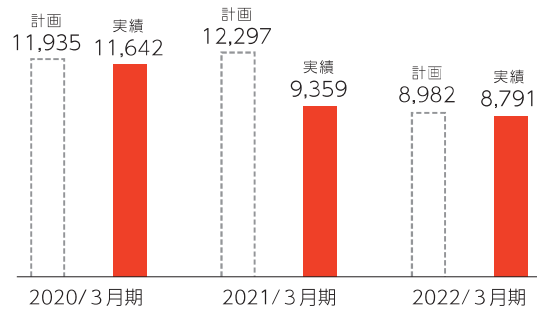
当社グループにおいては、不動産事業が堅調に推移した一方、交通事業、ホテル・リゾート事業については、長期化するコロナ禍の影響を受け、依然として厳しい状況が続きました。こうしたなか、昨年5月に中期3か年経営計画を策定し、足元の事業環境変化への対応と構造改革の推進による収益の復元に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の営業収益は8,791億1千2百万円（前年同期比6.1%減）、営業利益は315億4千4百万円（同一%）、経常利益は349億9千8百万円（同一%）、親会社株主に帰属する当期純利益は87億8千2百万円（同一%）となりました。

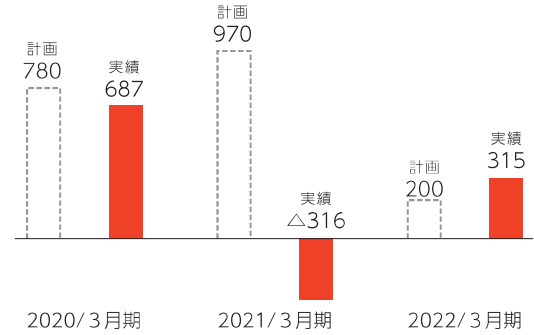


経営指標

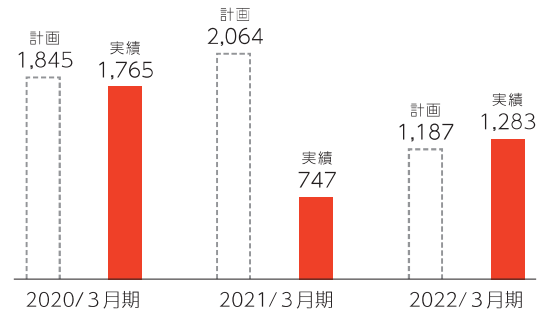
営業収益 (億円)



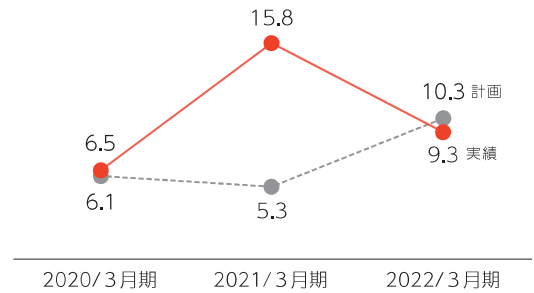
営業利益 (億円)



東急EBITDA (億円)



有利子負債／東急EBITDA倍率 (倍)

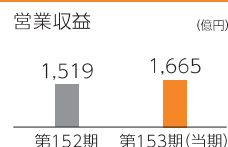


※東急EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額＋固定資産除却費＋受取利息配当＋持分法投資損益

事業報告

交通事業

【主な会社】
東急電鉄㈱（鉄軌道業）
東急バス㈱（バス業）
仙台国際空港㈱（空港運営事業）



事業の経過および成果

交通事業では、鉄軌道業、バス業の輸送人員および空港利用客いずれも、前年度の緊急事態宣言等による落ち込みから一定の回復が見られました。収益の回復や費用削減等により、営業損益は対前年220億円改善したものの、39億円の営業損失となりました。

鉄軌道旅客運賃の改定

東急電鉄㈱では、中期事業戦略に基づき、固定費削減や生産性向上を目的とした事業構造変革の推進、安全・安心の追求、環境配慮への取り組み、都市交通における快適性の向上等、時代に即した社会価値の持続的な提供に取り組んでおります。引き続き、高水準な鉄道インフラを適切に維持・更新し、安全・安心な鉄道事業を継続するため、2023年3月に運賃改定を実施することといたしました。

安全・安心の追求

安全・安心に向けた取り組みについて、ホームドア・センサー付固定式ホーム柵、車内防犯カメラ、踏切障害物検知装置の完備を「3つの100%」として掲げております。2021年7月、ホームドア、車内防犯カメラに続き、東急線全踏切（世田谷線・こどもの国線を除く）への障害物検知装置の設置が完了いたしました。

さらに、新たなテクノロジーを活用し保守業務の高度化を図るべく、2021年9月には首都高速道路などで利用されている道路維持管理システム「インフラドクター®」を応用した鉄道保守新技術を導入いたしました。

利便性・快適性の向上

現在、2023年3月を予定しております「東急新横浜線」の開業に向けた準備を進めており、開業により神奈川県央地域及び横浜市西部から東京23区西部、東京多摩北部、埼玉中央地域・西部地域に至る広域的な鉄道ネットワークを形成し、所要時間の短縮、乗換回数の減少など交通利便性、速達性の向上を実現してまいります。

鉄道サービスにおける環境配慮の取り組み

池上線沿線では、多摩産材を活用した駅舎の改修プロジェクト「木になるリニューアル」を2016年より行っております。戸越銀座駅、旗の台駅に続き、2021年12月には長原駅のリニューアルが完了し、路線の特色を活かした地元の方により親しまれる駅空間の創出、CO2排出量抑制を実現しております。



インフラドクター®
計測車両



LED蛍光灯一体型
防犯カメラ
アイオーチューブ
IoTube

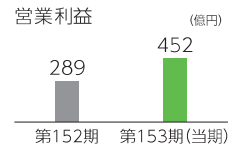
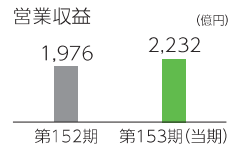


池上線長原駅
改札外コンコース
「木になるリニューアル」



不動産事業

【主な会社】
 東急㈱（不動産販売業）
 （不動産賃貸業）
 東急プロパティマネジメント㈱
 （不動産管理業）



事業の経過および成果

不動産事業では、前年度と比較して商業施設の利用者が増加したことや、不動産販売業がオフィスビルの売却により好調に推移したことなどから、営業利益は対前年から162億円増加し、452億円となりました。オフィス賃貸業においても、新型コロナウイルス感染症の影響により空室率が上昇傾向にありますが、当社が保有する物件はそれぞれの地区平均と比べて低位を保ちました。

渋谷駅周辺開発事業における取り組み

渋谷駅周辺・広域渋谷圏のエリアにおいて、消費や移動などの行動様式の変化や環境問題への関心の高まりを受け、2021年7月、渋谷まちづくり戦略“Greater SHIBUYA 2.0”を策定いたしました。渋谷で時間を過ごす人達がより自分らしく、楽しく快適に過ごせる「働く」「遊ぶ」「暮らす」が融合した「渋谷型都市ライフ」の実現により、より一層エリアの魅力を高めるまちづくりを進めてまいります。

2021年7月、「渋谷ヒカリエ ヒカリエデッキ」がオープンいたしました。本デッキは、渋谷駅東西をつなぐ約800mの歩行者動線の一部として先行してオープンしたもので、将来的には宮益坂上から道玄坂上間のさらなる回遊性向上が図られます。

2021年12月、渋谷駅東口エリアで計画する「渋谷二丁目17地区市街地再開発事業」の新築工事に着工いたしました。本事業は同年8月、先進的な建築設計によるエネルギー負荷を抑制した建築物「ZEB Oriented」認証を都内の超高層複合用途ビルでは第一号案件として取得いたしました。

国内外でのまちづくりの推進

2021年11月、2023年3月開業予定の「東急新横浜線・新綱島駅」直結の分譲マンション「ドレッセタワー新綱島」に着工、販売を開始いたしました。

2021年11月、㈱東急レクリエーションとともに推進している歌舞伎町一丁目地区開発計画の施設名称が、「東急歌舞伎町タワー」に決定いたしました。映画館・劇場・ライブホールなどのエンターテインメント施設、ホテルからなる高さ約225mの超高層複合施設で、「好きを極める場」の創出をコンセプトに2023年4月に開業いたします。

ベトナム・ビンズン新都市では分譲マンション「SORA gardens II」(557戸)が2021年5月に竣工いたしました。さらに、新都市初的大型商業施設「SORA gardens SC (第1期)」が2022年3月に着工する等、更なる街の価値向上に取り組んでおります。また、タイ・シラチャ郡における日本人家族向け賃貸住宅事業「ハーモニックレジデンスシラチャ」では、既存の180戸に加え、32戸が新たに開業いたしました。



渋谷ヒカリエ
ヒカリエデッキ



歌舞伎町タワー
外観イメージ

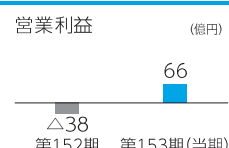
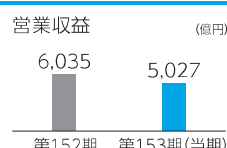


SORA gardens II

事業報告

生活サービス事業

【主な会社】
 (株)東急百貨店（百貨店業）
 (株)東急ストア（チェーンストア業）
 イッツ・コミュニケーションズ(株)（ケーブルテレビ事業）
 (株)東急レクリエーション（映像事業）



事業の経過および成果

(株)東急百貨店の利用者が前年度の緊急事態宣言等による落ち込みから回復が見られたことや、巣ごもり需要などを背景に(株)東急ストア、イッツ・コミュニケーションズ(株)などが堅調に推移したことで、営業損益は対前年104億円回復し、66億円の営業利益に転じました。

生活サービス事業の取り組み

東急セキュリティ(株)において子供の登下校情報を保護者にメールでお知らせするサービス「キッズセキュリティ・ミマモルメ」を川崎市立学校約150校に導入するなど、地域の安全安心に向けた取り組みを進めました。また、東急ウェルネス(株)では、東急線沿線エリアの高齢化に伴うお客さまのニーズを捉え、2021年10月1日より「有料老人ホーム紹介サービスー住まいー」を新たに開始いたしました。

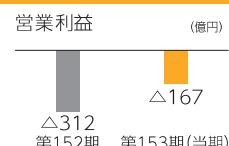
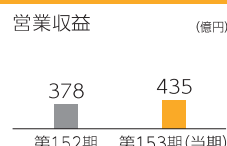
(株)東急百貨店において、2021年7月に「渋谷 東急フードショー」がグランドオープンし、渋谷駅の東西にわたり3つの大型食品売場（東急フードショーエッジ、東横のれん街、渋谷 東急フードショー 計240店）がそろって「食の一大マーケット」が完成いたしました。



渋谷 東急フードショー

ホテル・リゾート事業

【主な会社】
 (株)東急ホテルズ（ホテル業）



事業の経過および成果

(株)東急ホテルズにおける客室稼働率は、東京オリンピック・パラリンピック関連の需要獲得や新型コロナウイルスの感染者数が一時減少したことにより徐々に上昇し、2021年12月には64.9%まで回復いたしました。しかしその後、コロナ変異株の感染急拡大により再び低下に転じ、通年では44.1%となりました。営業損益は対前年で144億円回復したものの、167億円の営業損失となりました。



スマートチェックイン

構造改革への取り組み

(株)東急ホテルズでは、不採算店舗の撤退、賃料の減額交渉を行うとともに、店舗運営における少人数オペレーション化を進めるなど、人件費の圧縮に努めました。また、一人の従業員が複数の業務を遂行するマルチタスク化により客室・館内清掃業務を内製化するなど、費用削減を徹底いたしました。

客室のシェアオフィス利用や定額制回遊型住み替えサービス「Tsugi Tsugi」への参画、全直営店舗へのスマホによるwebチェックインサービスの導入など、生活様式の変容に合わせた取り組みや、新たな収益機会の創出に努めました。



客室のオフィス利用

サステナブルな企業・社会の実現とDXの推進

太陽光発電所の再エネ電力を施設に活用

(株)東急パワーサプライにおいて、世田谷区が保有する太陽光発電所の再エネ電力を同区内の東急グループ主要施設に活用するなど、CO2排出量削減に向けた取り組みを推進いたしました。

ドレッセタワー武蔵小杉・ドレッセタワー南町田グランベリーパーク

全住戸・共用部の電力を実質再生可能エネルギー100%で賄う分譲マンション「ドレッセタワー武蔵小杉」、「ドレッセタワー南町田グランベリーパーク」が着工いたしました。

SDGsトレイン『美しい時代へ号』の運行

東急グループと阪急阪神ホールディングス(株)が2020年9月より協働で運行を開始した、SDGsの機運醸成と理解促進に向けた多様なメッセージを発信する特別企画列車「SDGsトレイン『美しい時代へ号』」について本年も継続して運行をしております。

サステナビリティボンド

2021年12月、環境問題、社会課題の解決に関する事業の資金調達のため、2020年に続き「サステナビリティボンド」を発行いたしました。個人投資家向けと機関投資家向けに総額200億円を調達し、新型車両の導入や鉄道関係インフラ整備、気候変動対応などに要した支出に充ちいたしました。

なでしこ銘柄

2022年3月、経済産業省が東京証券取引所と協同で、女性活躍推進に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」に、全業種で唯一10年連続で選定されました。

“街づくりのDX”を実現する新組織を設立

当社グループにおけるデジタル化の一元的かつ本格的な推進を目的として、2021年10月に新組織「デジタルプラットフォーム」を設置いたしました。当社グループの幅広い「リアル」なお客さまとの接点をこれまで以上に活用し、「デジタル×リアル」を駆使したサービス展開による東急ならではのまちづくりを推進してまいります。



ドレッセタワー武蔵小杉
外観イメージ



SDGsトレイン

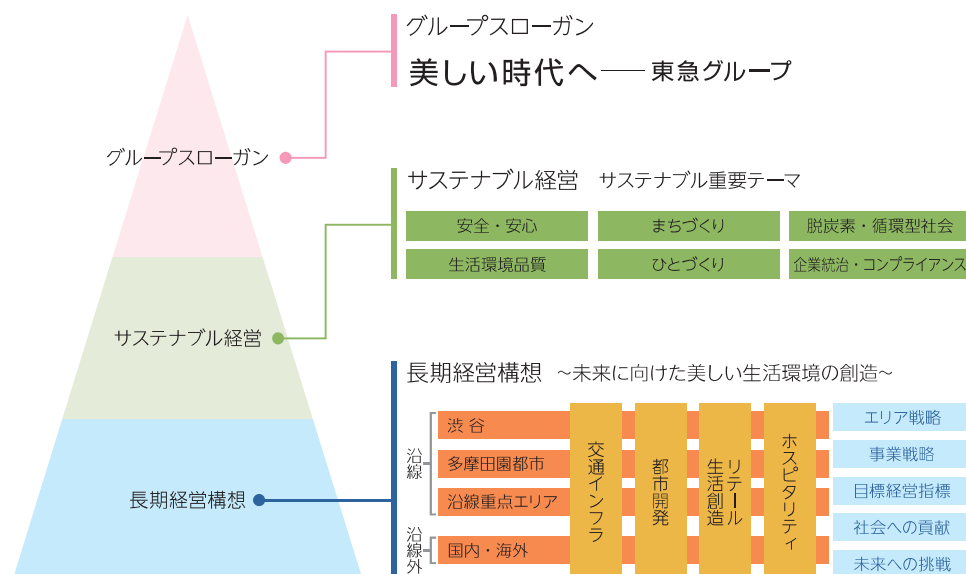


事業報告

2. 対処すべき課題

2019年9月、長期的な経営スタンスおよびエリア戦略・事業戦略などをまとめた長期経営構想を策定いたしました。本構想においては、東急グループのスローガンである「美しい時代へ—東急グループ」が普遍的な価値基準であると改めて認識し、「未来に向けた美しい生活環境の創造」というテーマを掲げています。

SDGsなどを意識して設定した「サステナブル重要テーマ」に向き合い、事業を通じ継続的に社会課題の解決に取り組むことを「サステナブル経営」と定め、変わることなく推進いたします。これにより「美しい生活環境の創造」を実現してまいります。



詳細は下記URLまたは
右記二次元コードをご覧ください
<https://www.tokyu.co.jp/ir/manage/lplan.html>



中期3か年経営計画（2021年度-2023年度）

昨年5月に、2021年度を始期とする中期3か年経営計画を策定いたしました。「変革」をテーマとし、変容する事業環境に対応した収益復元と進化を基本方針としています。本計画期間を新たな成長への転換点として位置づけ、各事業において重点戦略を推進していくことで持続的な成長の実現を目指します。

基本方針と重点戦略

基本方針 『変革』 - 事業環境変化への対応による収益復元と進化

足元の事業環境変化への対応と構造改革諸施策の推進により、収益規模の復元を目指すとともに、本期間を新たな成長への転換点として位置付ける

収益の復元

2022年度 営業利益400億円を目指す
各事業において着実な利益回復を図る

財務健全性の維持

有利子負債/東急EBITDA倍率
7倍台を目指す

重点戦略

1. 交通インフラ事業における事業構造の強靱化

安全・安心を追求し、公益性と収益性の高次元での両立を目指すとともに、テクノロジーを活用したオペレーションの変革を実現し、事業構造の強靱化を図る

2. 不動産事業における新しい価値観への対応

社会的価値を創出する“東急ならではのまちづくり”を推進し、連結事業利益の柱としての役割を果たすとともに、収益性向上により利益成長を牽引する

3. 新たなライフスタイルに対応した事業・サービスへの進化

環境変化にあわせたサービスの展開により、各事業の競争力を強化し、連結利益に貢献する

4. 各事業における構造改革の推進

コロナ影響以前より課題を抱える事業において構造改革を推進し、グループ各事業の戦略再構築とともに連結経営マネジメントの進化を図る

詳細は下記URLまたは
右記二次元コードをご覧ください
<https://www.tokyu.co.jp/ir/manage/midplan.html>



事業報告

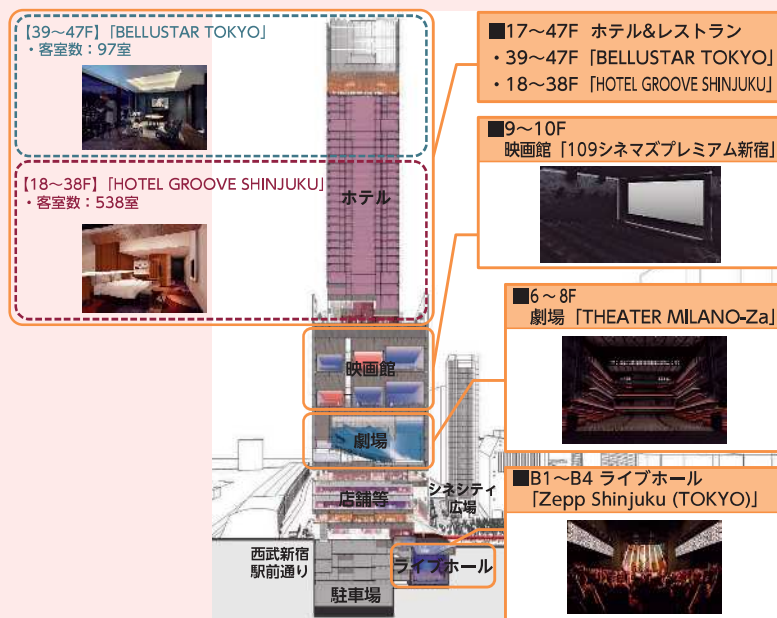
さらなる成長に向けた取り組み

昨年5月に策定いたしました中期3か年経営計画のテーマ『変革』には、変化への対応に留まらず、自ら新しい市場の創造をするという思いを込めております。社会変容に晒されているこの瞬間を新たな成長の機会と捉え、様々な社会課題の解決を通じた新たな価値創造に引き続き取り組んでまいります。

「東急歌舞伎町タワー」(2023年4月開業)

(株)東急レクリエーションとともに新宿歌舞伎町で開発を進めております「東急歌舞伎町タワー」が、2023年4月に開業いたします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中でエンターテインメントの楽しみ方や宿泊へのニーズが大きく変化しており、リアルな体験価値への渴望もますます高まりを見せています。こうした新たなニーズに応えるべく、本施設はホテルとエンターテインメントの複合施設という特性を活かし、「見出す～育てる～羽ばたかせる」といった新たな「好き」を生み出すストーリーづくり・ライフスタイルの提案に取り組めます。リアルとオンラインを通じて、それらのストーリーと合わせながら、「好き」に出会う機会や、そこに集う方々の「好き」への情熱・想いが交感される場を創出します。



本施設は「“好きを極める場”の創出」をコンセプトに掲げた、ホテルおよび映画館・劇場・ライブホールなどのエンターテインメント施設などからなる、地上48階・地下5階・塔屋1階、約225mの超高層複合施設です。世界へ向けた新たな観光都市の拠点としてエンターテインメントシティ歌舞伎町の実現を目指します。

詳細は下記URLまたは
二次元コードをご覧ください
<<https://tokyu-kabukicho-tower.jp/>>



※本ページに掲載のパースはすべてイメージです。今後変更となる可能性がございます。

東急新横浜線（2023年3月開業予定）

現在、2023年3月開業予定の「東急新横浜線」の整備を進めております。本路線の開通により、神奈川県央地域及び横浜市西部から東京23区西部、東京多摩北部、埼玉中央地域・西部地域に至る広域的な鉄道ネットワークが形成され、地域間の連携と活性化、各地域のさらなる発展に寄与してまいります。

7社局14路線を結ぶ広大な鉄道ネットワークを形成することで、所要時間の短縮、乗換回数の減少など交通利便性・速達性が向上いたします。さらに、新横浜駅へのアクセス性が向上し、首都圏から関西・中京方面への出張や旅行などもさらに便利になります。



環境ビジョン2030 ～脱炭素・循環型社会の実現に向けて～

当社は創立以来、グループスローガン「美しい時代へ」のもと「人と街と環境の調和」を大切にしながら「まちづくり」を進めております。今般、加速する環境課題に対し脱炭素・循環型社会を実現し住み続けられるまちづくりをすすめるため、環境目標および具体的な行動を定めた『環境ビジョン2030』を策定しました。

「コンセプト」

なにげない日々が、未来をうごかす

環境と調和する街のコンセプトとして、「なにげない日々が、未来をうごかす」を掲げ、環境に良い行動が特別な負担感なく選択でき、誰もが持続可能な社会と地域環境の再生に貢献できるまちづくりを目指します。

「日々の生活シーン」

移動する

- CO₂フリーな移動
- 効率的・シームレスな移動
- 環境配慮駅を拠点とした資源循環

暮らす・遊ぶ

- 手軽なエコ・エシカル生活
- 創エネ・低環境負荷住宅
- エコ・スマートコミュニティ
- 自然環境保全・教育

働く

- 環境配慮型オフィス
- オープンイノベーション

「日々の支え」

- デジタルテクノロジー
- 自然災害への備え・対応
- エネルギーレジリエンス



「実現のポイント」

- 1 チャレンジ目標を掲げる
- 2 あらゆるステークホルダーとのパートナーシップで取り組む
- 3 環境に良い行動変容を後押しするサービスを提供する

「環境ビジョン2030」の達成に向けた取り組み事例

鉄軌道全路線の再生可能エネルギー由来電力100%化

沿線エリアでの脱炭素・循環型社会実現に向けた象徴的アクションとして、2022年4月より東急線全路線での運行にかかる電力を再生可能エネルギー由来の実質CO₂排出ゼロの電力に置き換えました。全路線を再生可能エネルギー由来の電力100%にて運行するのは日本初の取り組みです。

世田谷線では、2019年より再生可能エネルギー 100%電力での運行を開始していましたが、本年より東横線をはじめとした鉄道7路線へ対象を拡大いたしました。年間で約165,000t-CO₂を削減できる見込みです。

本施策は、「環境ビジョン2030」が目指す「誰もが持続可能な社会と地域環境の再生に貢献できるまちづくり」を実現するための重要施策です。



環境性能を向上させた2020系



LED化した蒲田駅ホーム照明

「nexus構想」の始動

多摩田園都市エリアにおいて、生活者起点で取り組む新たなまちづくり「nexus（ネクサス）構想」を開始いたします。「nexus」とは、つながり・連鎖を意味します。本構想では多摩田園都市エリアで、郊外における生活者起点での自由で豊かな暮らしを実現するために、住む・学ぶ・働く・遊ぶといった生活が自然や農と融合した「歩きたくなるまち（Walkable Neighborhood）」を目指します。

本構想の推進にあたっては、当社単独で取り組むのではなく、本構想に共感いただいた行政や企業をバディ（仲間）と捉え、多様なバディと連携し、生活者起点の持続可能な地域ネットワークを構築します。

本構想の第1弾として、川崎市、横浜市の市境近辺にある虹ヶ丘団地、すすき野団地エリアに、バディと共にさまざまな実証実験に取り組む拠点として「nexusチャレンジパーク早野」を2022年4月に開業いたしました。緑豊かな約8,000㎡の敷地内に、地域の皆さまと一緒に営む農園エリアや地産地消を適える交流の場などの多目的利用が可能な空間を作り、地域住民が日常的に自由に活用できる場としても運営します。住民に加え、地域の農家や学校、そして企業や行政などのバディが集まって繋がり、生活者起点での魅力的なまちの仕掛けづくりに挑戦いたします。



nexusチャレンジパーク早野



環境ビジョンに関する詳細は下記URLまたは
右記二次元コードをご覧ください
<https://www.tokyu.co.jp/ir/library/library_12.html>



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

事業報告

3. 設備投資の状況

当期の当社グループにおける設備投資の総額は1,174億5千1百万円であり、主要なものは次のとおりであります。

事業セグメント	主要な設備投資の内容
交通事業	東急電鉄(株)： 1. 安全・安心・環境の更なる追求 (1) 新型車両の導入 (2) 自然災害対策 (3) 異常時対応力の強化 2. ユニバーサルなサービスの進化 (1) ホームと車両床面の段差・隙間縮小の推進 (2) 目黒線車内液晶モニタ新設工事 (3) 目黒線8両編成化に伴うホームドア延伸工事 3. 都市交通における快適性の向上と課題の解決 (1) 目黒線8両編成化による輸送力増強、東急新横浜線開業に向けた各種工事 (2) 奥沢駅連絡デッキ及び待避線整備 (3) 有料着席サービスの拡充 4. 人、街、暮らしをつなげるプラットフォーム (1) 池上線長原駅リニューアル工事 (2) 東横線都立大学駅外壁補強工事及びホーム屋根延伸工事
不動産事業	当社：歌舞伎町一丁目地区開発計画 (新宿TOKYU MILANO再開発計画)

4. 資金調達の状況

当社では、当期の設備資金・借入金返済資金に充当するため、社債400億円（内、サステナビリティボンド個人投資家向け100億円、機関投資家向け100億円）、(株)日本政策投資銀行から対話型サステナビリティ・リンク・ローン184億円のほか、所要の借入を行いました。

なお、当社および当社子会社の資金効率の向上を目的として、当社子会社である東急ファイナンス アンド アカウンティング(株)は、総額600億円の貸出コミットメントライン契約を取引先金融機関と締結しております。

当期末における社債、借入金等の連結有利子負債残高は1兆1,957億5千6百万円となり、前期末に比べ135億6千1百万円の増加となりました。

5. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2021年6月1日を効力発生日として、(株)ながの東急百貨店の完全子会社化を目的とした株式交換を行い、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

6. 財産および損益の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

7. 重要な子会社の状況

事業セグメント	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
交通事業	東急電鉄(株)	100	100.00	鉄軌道業
	東急バス(株)	100	100.00	バス業
不動産事業	東急プロパティマネジメント(株)	100	100.00	不動産管理業
生活サービス事業	(株)東急百貨店	100	100.00	百貨店業
	(株)東急ストア	100	100.00	チェーンストア業
	(株)東急モールズデベロップメント	100	100.00	ショッピングセンター業
	イツ・コミュニケーションズ(株)	5,294	100.00	ケーブルテレビ事業
	(株)東急エージェンシー	100	98.95	広告業
	(株)東急レクリエーション	7,028	50.12	映像事業
ホテル・リゾート事業	(株)東急ホテルズ	100	100.00	ホテル業

- (注) 1. 出資比率は、子会社保有の株式を含めて算出しております。
 2. 当社の連結子会社は、上記10社を含め129社（前期比5社減）、持分法適用会社は、29社（前期比1社増）であります。

事業報告

8. 主要な事業内容および事業拠点等

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

9. 従業員の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

10. 主要な借入先の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

2 当社の現況

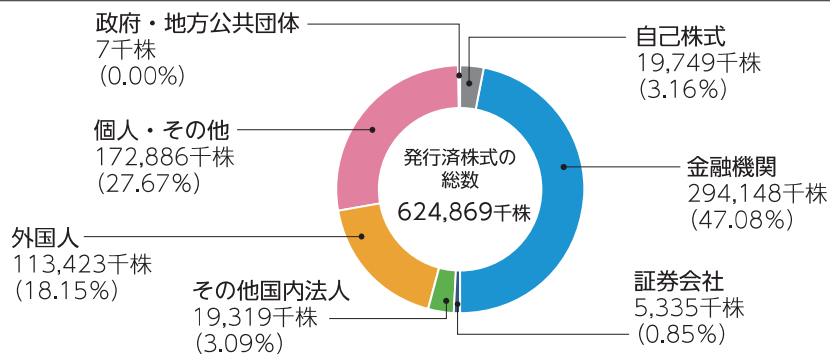
1. 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 900,000,000株
- ② 発行済株式の総数 624,869,876株（うち自己株式19,749,004株）
- ③ 株主数 97,341名（前期末比1,755名減）
- ④ 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	86,365	14.27
第一生命保険株式会社	30,990	5.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	26,443	4.37
日本生命保険相互会社	23,527	3.89
三井住友信託銀行株式会社	22,395	3.70
株式会社みずほ銀行	9,906	1.64
太陽生命保険株式会社	9,566	1.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,393	1.55
株式会社三菱UFJ銀行	8,951	1.48
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,738	1.44

(注) 1. 持株数上位10名を示しております。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。
2. 当社は自己株式を19,749千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

● 所有者別株式分布



事業報告

2. 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況

社 外		社外役員				独立役員		証券取引所届出独立役員	
地 位		氏 名				業務分担		重要な兼職の状況	
代表取締役会長		の 野	もと 本	ひろ 弘	ふみ 文	業務統括		東急不動産ホールディングス(株)取締役 (株)東急レクリエーション取締役 東映(株)社外取締役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役	
代表取締役社長 社長執行役員		たか 高	はし 橋	かず 和	お 夫	業務統括		松竹(株)社外取締役	
代 表 取 締 役 副社長執行役員		ともえ 巴		まさ 政	お 雄	業務統括		東急建設(株)取締役	
取 締 役 専務執行役員		ほし 星	の 野	とし 俊	ゆき 幸	ホスピタリティ事業ユニット、 国際戦略室 担当			
取 締 役 常務執行役員		ふじ 藤	わら 原	ひろ 裕	ひさ 久	リテール事業ユニット、 財務戦略室 担当		(株)ぐるなび社外取締役	
取 締 役 常務執行役員		たか 高	はし 橋	とし 俊	ゆき 之	開発事業ユニット 担当			
取 締 役 常務執行役員		はま 濱	な 名		せつ 節	経営企画室、人材戦略室、 東急病院 担当			
取 締 役		かな 金	ざし 指		きよし 潔			東急不動産ホールディングス(株)取締役会長 (株)東急レクリエーション取締役	
取 締 役		わた 渡	なべ 邊		いさお 功				

地 位			氏 名				重要な兼職の状況	
取	締	役	こ 小	なが 長	けい 啓	いち 一	社 外 独立役員	一般財団法人産業人材研修センター理事長
取	締	役	かに 蟹	せ 瀬	れい 令	こ 子	社 外 独立役員	レナ・ジャポン・インスティテュート(株)代表取締役 (株)ケイ・アソシエイツ代表取締役 (株)FOOD & LIFE COMPANIES社外取締役 (株)キタムラ・ホールディングス社外取締役
取	締	役	みや 宮	ざき 崎		みどり 緑	社 外 独立役員	千葉商科大学教授
取	締	役	しま 島	だ 田	くに 邦	お 雄	社 外 独立役員	島田法律事務所代表パートナー ヒューリックリート投資法人監督役員 (株)ツガミ監査等委員である取締役
取	締	役	し 清	みず 水		ひろし 博	社 外 独立役員	日本生命保険(相)代表取締役社長 富士急行(株)社外取締役
常	勤	監 査 役	しま 島	もと 本	たけ 武	ひこ 彦		
常	勤	監 査 役	あき 秋	もと 元	なお 直	ひさ 久		
監	査	役	いし 石	はら 原	くに 邦	お 夫	社 外 独立役員	東京海上日動火災保険(株)相談役 日本郵政(株)社外取締役 (株)ニコン社外取締役監査等委員 (株)三菱総合研究所社外監査役
監	査	役	つゆ 露	き 木	しげ 繁	お 夫	社 外 独立役員	第一生命保険(株)顧問

(注) 1. 役員の異動は、次のとおりであります。

- 2021年6月29日、取締役 岡本 啓衛は、任期満了により退任いたしました。
- 2021年6月29日、取締役 渡邊 功、取締役 島田 邦雄、取締役 清水 博は、新たに選任され、就任いたしました。
- 2. 2021年6月18日、取締役 清水 博は、富士急行(株)社外取締役に就任いたしました。
- 3. 2021年6月21日、監査役 露木 繁夫は、第一生命ホールディングス(株)取締役を退任し、同日付けで第一生命保険(株)顧問に就任いたしました。
- 4. 2021年6月28日、取締役 蟹瀬 令子は、(株)キタムラ・ホールディングス社外取締役に就任いたしました。

事業報告

(注) 5. 2022年4月1日現在、取締役の地位および業務分担は次のとおりであります。

氏 名	地位および業務分担			
	2022年3月31日現在		2022年4月1日現在	
野 本 弘 文	代表取締役会長	業務統括	代表取締役会長	業務統括
高 橋 和 夫	代表取締役社長 社長執行役員	業務統括	代表取締役社長 社長執行役員	業務統括
巴 政 雄	代 表 取 締 役 副社長執行役員	業務統括	代 表 取 締 役 副社長執行役員	業務統括
星 野 俊 幸	取 締 役 専 務 執 行 役 員	ホスピタリティ事業ユニット、 国際戦略室 担当	取 締 役 専 務 執 行 役 員	国際戦略室 担当
藤 原 裕 久	取 締 役 常 務 執 行 役 員	リテール事業ユニット、 財務戦略室 担当	取 締 役 常 務 執 行 役 員	リテール事業ユニット、 財務戦略室 担当
高 橋 俊 之	取 締 役 常 務 執 行 役 員	開発事業ユニット 担当	取 締 役 常 務 執 行 役 員	開発事業ユニット 担当
濱 名 節	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経営企画室、人材戦略室、 東急病院 担当	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経営企画室、人材戦略室、 東急病院 担当
金 指 潔	取 締 役		取 締 役	
渡 邊 功	取 締 役		取 締 役	

6. 当社は、執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在、取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地位および業務分担			
	2022年3月31日現在		2022年4月1日現在	
市 来 利 之	専 務 執 行 役 員	交通インフラ事業ユニット、 新宿プロジェクト企画開発室 管掌	専 務 執 行 役 員	交通インフラ事業ユニット、 新宿プロジェクト企画開発室 管掌
堀 江 正 博	常 務 執 行 役 員	ビル運用事業ユニット 管掌	常 務 執 行 役 員	ビル・ホテル運用事業ユニット 管掌
但 馬 英 俊	執 行 役 員	社長室 管掌	執 行 役 員	社長室 管掌
東 浦 亮 典	執 行 役 員	沿線生活創造事業ユニット、 フューチャー・デザイン・ラボ 管掌	執 行 役 員	沿線生活創造事業ユニット、 フューチャー・デザイン・ラボ 管掌
芦 沢 俊 丈	執 行 役 員	人材戦略室長	執 行 役 員	人材戦略室長
金 井 美 恵	執 行 役 員	沿線生活創造事業部長	執 行 役 員	沿線生活創造事業部長
岩 井 卓 也	執 行 役 員	都市開発事業部長	執 行 役 員	都市開発事業部長
福 田 誠 一	執 行 役 員	交通インフラ事業部長	執 行 役 員	交通インフラ事業部長
金 山 明 煥	執 行 役 員	ホスピタリティ事業部長	執 行 役 員	ホスピタリティ事業部長
戸 田 匡 介	執 行 役 員	財務戦略室長	執 行 役 員	財務戦略室長

② 取締役および監査役の報酬の決定に関する方針

1. 取締役の報酬について

取締役の報酬の決定に関する方針は、報酬委員会に諮問の上、2021年6月29日に取締役会にて決定しております。方針の概要は以下のとおりです。

(1) 基本方針

中長期的な企業価値の向上および株主価値最大化への貢献意識を一層高めることを目的とし、株主総会の決議の範囲内で、上場企業等他社、主に公共性の高い企業の役員報酬水準、ならびに従業員給与の動向を反映し内容および額を決定しております。

(2) 報酬の内容および構成

取締役の役割と責任に値する固定報酬および担当する部門の業績総合評価に基づき算出する業績総合評価報酬ならびに株主と取締役との一層の価値共有を図る株式報酬から成り立つ体系としております。執行役員を兼務する取締役について、その構成割合は業績総合評価が中間値の場合に役位に応じて「固定報酬：業績総合評価報酬：株式報酬＝17～26%：64～72%：8～12%」を目安とし、各人の評価および株価により変動します。その他の取締役については、その職責等も踏まえた構成および構成割合とします。

固定報酬については、役位ならびに代表権の有無に応じて定めます。

業績総合評価報酬については、執行役員を兼務する取締役のみを対象に給付し、中期経営計画等を踏まえ、担当する部門の予算達成率や実行率等、部門毎の指標を考慮要素とした総合的な考課査定による5段階での評価に基づき算出します。

株式報酬については、執行役員を兼務する取締役、取締役会長、取締役相談役および取締役調査役を対象として、株式交付信託を活用し、役位等に応じて段階的に付与される株式交付ポイントに基づき、当社株式および金銭を交付および給付します。

(3) 個人別の報酬等の内容の決定方法

個人別の業績総合評価および報酬については、決定プロセスの客観性および透明性を確保する観点から、報酬委員会に基本方針に従って決定することを一任しております。報酬委員会は筆頭独立社外取締役の小長啓一、島田邦雄および取締役会長の野本弘文にて構成し、筆頭独立社外取締役の小長啓一を議長としております。開催は原則毎年6月とし、役

事業報告

位の変更や内容を変更する必要が発生した場合には都度開催し、変更を決定します。

当事業年度においては、報酬委員会を3回開催し、基本方針に従って報酬額を決定する審議を行いました。取締役会は、報酬委員会からその報告を受け、その決定が基本方針に沿ったものであると判断しております。

2. 監査役の報酬について

監査役の報酬については、固定報酬のみとし、株主総会の決議の範囲内で、監査役間で協議の上、決定しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績総合評価報酬		
取締役 (うち社外取締役)	358 (42)	166 (42)	149 (－)	42 (－)	15 (6)
監査役 (うち社外監査役)	67 (18)	67 (18)	－ (－)	－ (－)	4 (2)

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭による報酬総額は、2007年6月28日開催の第138期定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分45百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）と決議いたしております。（決議時の取締役人数は18名、うち社外取締役3名）
3. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式による報酬総額は、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いたしております。上記の株式による報酬総額は当事業年度の費用計上額です。（決議時の取締役人数は18名、うち社外取締役4名）
4. 監査役の金銭による報酬総額は、2007年6月28日開催の第138期定時株主総会において、年額90百万円以内と決議いたしております。（決議時の監査役人数は5名）
5. 上記のほか、子会社から役員として報酬を受けた社外役員は1名であり、その報酬は総額3百万円であります。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大等による業績への影響を勘案し、取締役会長、執行役員を兼務する取締役は、金銭報酬の月額の10～30%を自主返納しており、また、常勤監査役も金銭報酬の自主返納をしております。上記の額は自主返納後の金額となります。なお、自主返納は2022年3月末をもって終了しております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼職状況	当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	清 水 博	日本生命保険(相)代表取締役社長	保険契約等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。
監 査 役	石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険(株)相談役	保険契約等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。

(注) 上記以外の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
取 締 役	小 長 啓 一	13/13回	—	企業経営、法務・リスクマネジメント、国際事業に関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に関する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。また人事委員会、報酬委員会議長として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。
取 締 役	蟹 瀬 令 子	13/13回	—	生活サービス、企業経営、国際事業に関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に関する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。また人事委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。
取 締 役	宮 崎 緑	11/13回	—	国際事業、ESGに関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に関する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。

事業報告

地 位	氏 名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
取 締 役	島 田 邦 雄	10/10回	－	法務・リスクマネジメント、国際事業に関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に関する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。また人事委員会、報酬委員会に出席し、積極的な意見を述べていただいております。
取 締 役	清 水 博	10/10回	－	企業経営、財務・会計、ESGに関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行っていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に関する監督、助言など適切な役割を果たしていただいております。
監 査 役	石 原 邦 夫	12/13回	6/7回	企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、IT・デジタルテクノロジーに関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適格に発言いただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、監査役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外監査役として適切な役割を果たしていただいております。
監 査 役	露 木 繁 夫	13/13回	7/7回	企業経営、財務・会計、法務・リスクマネジメント、国際事業に関する豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適格に発言いただくことを期待しておりましたが、当社取締役会、監査役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外監査役として適切な役割を果たしていただいております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および取締役 金指 潔、ならびに各社外監査役および監査役 島本 武彦との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

会社法第430条の3第1項に規定する当社および東急電鉄㈱の取締役、監査役、執行役員および部門長全員

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が(1)の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を補償しております。ただし、免責金額を設けるとともに犯罪行為や故意の法令違反行為等に起因する損害等は補償対象外とすることにより役員等の職務の執行の適正が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社および東急電鉄㈱が負担しております。

3. 会計監査人の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

4. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

連結計算書類

記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	353,019	流動負債	668,321
現金及び預金	52,275	支払手形及び買掛金	88,029
受取手形及び売掛金	146,286	短期借入金	384,876
契約資産	7,316	1年内償還予定の社債	10,000
商品及び製品	10,548	未払法人税等	13,497
分譲土地建物	77,352	契約負債	39,401
仕掛品	3,223	賞与引当金	10,875
原材料及び貯蔵品	8,580	前受金	18,979
その他	48,825	その他	102,662
貸倒引当金	△1,388	固定負債	1,050,388
固定資産	2,126,163	社債	300,000
有形固定資産	1,787,563	長期借入金	500,880
建物及び構築物	830,275	繰延税金負債	14,734
機械装置及び運搬具	82,300	再評価に係る繰延税金負債	4,881
土地	700,592	商品券回収損引当金	1,865
建設仮勘定	150,684	退職給付に係る負債	43,122
その他	23,711	長期預り保証金	134,918
無形固定資産	35,617	その他	49,986
投資その他の資産	302,982	特別法上の準備金	7,530
投資有価証券	204,855	特定都市鉄道整備準備金	7,530
退職給付に係る資産	9,327	負債合計	1,726,240
繰延税金資産	22,538	純資産の部	
その他	66,561	株主資本	670,278
貸倒引当金	△300	資本金	121,724
資産合計	2,479,182	資本剰余金	133,683
		利益剰余金	454,484
		自己株式	△39,614
		その他の包括利益累計額	32,689
		その他有価証券評価差額金	16,762
		繰延ヘッジ損益	89
		土地再評価差額金	5,229
		為替換算調整勘定	7,017
		退職給付に係る調整累計額	3,589
		非支配株主持分	49,974
		純資産合計	752,942
		負債純資産合計	2,479,182

連結損益計算書 (2021年4月1日～2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		879,112
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	639,344	
販売費及び一般管理費	208,223	847,568
営業利益		31,544
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,261	
持分法による投資利益	5,091	
雇用調整助成金	3,265	
その他の営業外収益	7,674	17,294
営業外費用		
支払利息	8,361	
その他の営業外費用	5,478	13,840
経常利益		34,998
特別利益		
固定資産売却益	14,473	
工事負担金等受入額	1,374	
特定都市鉄道整備準備金取崩額	2,510	
容積利用権売却益	2,800	
その他の特別利益	2,331	23,489
特別損失		
工事負担金等圧縮額	1,193	
固定資産除却損	2,268	
減損損失	25,129	
その他の特別損失	2,864	31,455
税金等調整前当期純利益		27,032
法人税、住民税及び事業税		16,600
法人税等調整額		228
当期純利益		10,203
非支配株主に帰属する当期純利益		1,420
親会社株主に帰属する当期純利益		8,782

「連結株主資本等変動計算書」および「株主資本等変動計算書」並びに「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

□ 当社ウェブサイト：<https://www.tokyu.co.jp/> 東急 検索

計算書類

記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	148,519	流動負債	483,104
現金及び預金	2,137	短期借入金	393,391
営業未収入金	8,407	1年内償還予定の社債	10,000
その他の未収入金	8,380	営業未払金	14,592
未収収益	11,798	未払金	6,875
分譲土地建物	64,449	未払費用	2,208
貯蔵品	1,042	未払消費税等	2,405
前払費用	1,867	未払法人税等	8,909
その他の流動資産	50,875	契約負債	6,360
貸倒引当金	△439	預り金	33,005
		前受金	156
固定資産	1,767,726	賞与引当金	1,033
有形固定資産	816,230	資産除去債務	33
建物	308,483	その他の流動負債	4,132
構築物	18,775	固定負債	904,610
機械及び装置	2,681	社債	300,000
工具、器具及び備品	4,923	長期借入金	458,548
土地	399,640	退職給付引当金	11,839
建設仮勘定	81,538	株式給付引当金	277
その他	187	債務保証損失引当金	4,753
無形固定資産	7,710	資産除去債務	1,261
借地権	4,169	預り保証金	100,558
ソフトウェア	3,003	その他の固定負債	27,372
その他	537	負債合計	1,387,714
投資その他の資産	943,786	純資産の部	
関係会社株式	401,060	株主資本	516,142
投資有価証券	57,408	資本金	121,724
その他の関係会社有価証券	49,663	資本剰余金	127,748
長期貸付金	407,686	資本準備金	92,754
長期前払費用	6,749	その他資本剰余金	34,993
前払年金費用	6,606	利益剰余金	305,421
繰延税金資産	2,833	その他利益剰余金	305,421
その他の投資等	12,214	固定資産圧縮積立金	6,027
貸倒引当金	△437	特別償却準備金	3,373
資産合計	1,916,245	繰越利益剰余金	296,020
		自己株式	△38,752
		評価・換算差額等	12,388
		その他有価証券評価差額金	12,388
		純資産合計	528,530
		負債純資産合計	1,916,245

損益計算書 (2021年4月1日～2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		170,570
営業原価		123,481
営業総利益		47,088
販売費及び一般管理費		16,599
営業利益		30,489
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,337	
その他の営業外収益	4,873	15,211
営業外費用		
支払利息	8,169	
その他の営業外費用	3,277	11,446
経常利益		34,253
特別利益		
固定資産売却益	15,226	
容積利用権売却益	1,322	
有価証券売却益	985	
その他の特別利益	20	17,555
特別損失		
有価証券評価損	13,077	
減損損失	2,796	
その他の特別損失	641	16,516
税引前当期純利益		35,292
法人税、住民税及び事業税		10,214
法人税等調整額		4,606
当期純利益		20,471

「連結株主資本等変動計算書」および「株主資本等変動計算書」並びに「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

 当社ウェブサイト：<https://www.tokyu.co.jp/>

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

東急株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 田 智 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東急株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東急株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

東急株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成 田 智 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 元 清 二
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東急株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

東急株式会社	監査役会			
常勤監査役	島	本	武彦	㊟
常勤監査役	秋	元	直久	㊟
監査役	石	原	邦夫	㊟
監査役	露	木	繁夫	㊟

以 上

1. 財産および損益の状況

① 当社グループの財産および損益の状況

科 目	第150期 (2018年度)	第151期 (2019年度)	第152期 (2020年度)	第153期 (当期) (2021年度)
営業収益 (百万円)	1,157,440	1,164,243	935,927	879,112
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	57,824	42,386	△56,229	8,782
1株当たり当期純利益 (円)	95.14	69.88	△93.08	14.58
総資産 (百万円)	2,412,876	2,537,196	2,476,061	2,479,182
純資産 (百万円)	796,164	809,614	752,538	752,942
自己資本 (百万円)	745,233	757,003	702,355	702,967
東急EBITDA (百万円)	176,693	176,584	74,742	128,378
有利子負債残高 (百万円)	1,066,422	1,151,010	1,182,195	1,195,756
有利子負債/東急EBITDA倍率 (倍)	6.0	6.5	15.8	9.3
D/Eレシオ (倍)	1.4	1.5	1.7	1.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
2. 東急EBITDAとは、営業利益・減価償却費・のれん償却費・固定資産除却費・受取利息配当・持分法投資損益を合計したもので、営業活動で得られるキャッシュの絶対額を示しています。
3. D/Eレシオとは、期末連結有利子負債を期末連結自己資本で除したもので、一般的に企業の安全性をはかる指標とされています。

② 当社の財産および損益の状況

科 目	第150期 (2018年度)	第151期 (2019年度)	第152期 (2020年度)	第153期 (当期) (2021年度)
営業収益 (百万円)	284,531	217,454	139,271	170,570
当期純利益 (百万円)	38,292	25,780	△26,989	20,471
1株当たり当期純利益 (円)	62.98	42.48	△44.66	33.98
総資産 (百万円)	1,877,213	1,862,623	1,932,158	1,916,245
純資産 (百万円)	555,310	554,026	522,912	528,530

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
2. 当社は、2019年6月27日開催の第150期定時株主総会で承認され締結した吸収分割契約に基づき、東急電鉄(株)（2019年9月2日付で東急電鉄分割準備(株)から商号変更）を承継会社とする吸収分割により、2019年10月1日をもって同社に鉄道事業（軌道事業を含む）を承継しております。

2. 主要な事業内容および事業拠点等

① 主要な事業内容

事業セグメント	主要な事業内容
交通事業	鉄軌道業、バス業、空港運営事業
不動産事業	不動産販売業、不動産賃貸業、不動産管理業
生活サービス事業	百貨店業、チェーンストア業、ショッピングセンター業、ケーブルテレビ事業、広告業、映像事業
ホテル・リゾート事業	ホテル業、ゴルフ業

② 主要な事業拠点等

主要な会社名	主要な事業拠点、施設等
当社（本社：東京都渋谷区）	不動産賃貸業 二子玉川ライズ、渋谷スクランブルスクエア、渋谷ヒカリエ、渋谷ストリーム、グランベリーパーク、たまプラーザテラス、東急キャピトルタワー他 不動産販売業 営業所 4 か所（東京都 2、神奈川県 2）
東急電鉄(株)（本社：東京都渋谷区）	東京西南部、神奈川県における旅客輸送 営業路線 8 路線（鉄道 7、軌道 1）・104.9km、駅数 97 駅、車両数 1,291 両（鉄道 1,271、軌道 20、うちリース車両 60）
東急バス(株)（本社：東京都目黒区）	営業路線 112 路線・1,132.9km、車両数 915 両（自家用車両 1 両を含む） 営業所：12 か所（東京都世田谷区他）
東急プロパティマネジメント(株) （本社：東京都世田谷区）	オフィス 6 か所（東京都 4、神奈川県 1、愛知県 1）
(株)東急百貨店（本社：東京都渋谷区）	5 店舗（東京都 3、神奈川県 1、北海道 1）
(株)東急ストア（本社：東京都目黒区）	91 店舗（東京都 49、神奈川県 37、他 5）、流通センター（神奈川県川崎市）、研修センター（神奈川県横浜市）
(株)東急モールズデベロップメント （本社：東京都渋谷区）	30 店舗（エトモ 13 店舗含む）
イツ・コミュニケーションズ(株) （本社：東京都世田谷区）	事務所 2 か所（東京都 1、神奈川県 1）、メディアセンター（神奈川県横浜市）
(株)東急エージェンシー（本社：東京都港区）	支社 4 か所（大阪府大阪市他）
(株)東急レクリエーション（本社：東京都渋谷区）	19 サイト（東京都 3、神奈川県 4、他 12）175 スクリーン
(株)東急ホテルズ（本社：東京都渋谷区）	直営ホテル 33 店舗（東京都 8、他 25）

3. 従業員の状況

(単位：名)

事業セグメント	人 数	前期比増減
交通事業	7,641	△134
不動産事業	2,951	186
生活サービス事業	9,345	30
ホテル・リゾート事業	3,496	△376
全社（共通）	931	3
合 計 (うち当社)	24,364 (1,414)	△291 (△47)

(注) 1. 人数に臨時従業員数は含んでおりません。

2. 全社（共通）として記載されている人数は、特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

4. 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	212,210
三井住友信託銀行株式会社	149,370
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	128,475
株式会社みずほ銀行	57,352
農林中央金庫	31,542
第一生命保険株式会社	29,481
株式会社横浜銀行	24,672
日本生命保険相互会社	21,390

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額	151,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	346,760千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画に対する報酬等について、会計監査人の監査実績、当事業年度の監査計画の内容等を参考にその妥当性について検討した結果、妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、(株)東急百貨店、(株)東急モールズデベロップメント、(株)東急ホテルズは、きさらぎ監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社及び子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議により定めております。

① 基本方針

グループ経営方針における「コンプライアンス経営によるリスク管理」に基づく取り組みを踏まえつつ、経営環境の変化等に対応するため、体制について不断の見直しを行い、実効性のある内部統制の高度化を推進する。

② 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 「行動規範」を周知、徹底し、適正な法令遵守体制を構築、運用するとともに、役員および従業員を対象に法令遵守に関する研修等を定期的実施する。
- コンプライアンス上の課題については、サステナビリティ推進会議において社内からの報告を一元的に受けるものとし、このうち重要なものについては、経営会議において審議を行い、取締役会へ報告する。
- 社内担当部署および社外の弁護士事務所に内部通報窓口を設置し、法令または行動規範に違反する行為に関し従業員および連結子会社従業員が直接通報、相談できるようにするとともに、違反行為の是正を行う。
- 業務の適切な実行を確保するため、内部監査の体制を強化するとともに、内部監査の結果を経営層に対し報告する。
- 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。
- 反社会的勢力および団体とは取引や利益供与等はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、警察当局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制を整備、運用する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る文書その他情報について、法令および社内規程等に基づき適切に保存および管理を行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 安全管理上の課題については、サステナビリティ推進会議において社内からの報告を一元的に受けるものとし、このうち重要なものについては、経営会議にて審議を行い、取締役会へ報告する。
- 連結経営の視点に基づいて当社および子会社の重要リスクの認識、評価を行い、リスク管理方針等を経営会議において審議し、取締役会へ報告する。
- 事業活動に関する様々な危機管理を行い損失の最小化を図るため、危機管理の基本規程を定め、全社的な危機管理体制を整備、運用する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会において取締役の業務分担を決議し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、執行役員制度に基づき、経営と執行の役割を明確化し、業務執行体制の強化、権限と責任の明確化を行い、コーポレートガバナンスの強化を図る。
- 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、経営会議を開催し、会社の業務執行に関する基本方針および重要事項を審議し決定する。
- 業務の円滑かつ能率的運営を図るため、業務執行規程を定め、業務組織における主要業務の分掌ならびに権限および責任を明確にする。
- 重要な情報が識別され適切に経営層に報告されるとともに、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備、運用する。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - グループ内部統制ガイドラインの周知により、内部統制の実効性を高めるとともに、子会社に対し、セルフチェック、内部監査等の手法を組み合わせたモニタリングを実施し、業務の適正を確保する。
 - 東急グループサステナビリティ推進会議を開催し、企業集団としてサステナブル経営を一体的に推進する。
 - 連結経理に関するガイドライン等により財務報告に係る内部統制の整備、運用を行うとともに、評価を実施し、不備を是正する。
- ②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
 - グループ経営基本規程に基づいて、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行等について当社の取締役会、経営会議において審議・報告する。
- ③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - グループ経営基本規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、東急グループサステナビリティ推進会議等を開催し、企業集団として安全管理活動を一体的に推進する。
 - 鉄道事業における輸送の安全確保について、その整備・運用状況を、東急電鉄株式会社から、当社の取締役会・経営会議において報告を行わせる。
- ④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 東急グループコーポレート会議を開催し、グループ経営の方針を決定するとともに、グループ会社経営会議等を開催し、子会社の経営実態を把握し、評価する。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 専任部署として監査役会事務局を設置し、その事務局の使用人は監査役の指示に基づきその職務を行う。
- 当該使用人の人事異動については、監査役と事前協議を行う。

7) 監査役への報告に関する体制

- 重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握に資するため、取締役会その他の重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保するとともに、当社および子会社の役職員からの監査役への適切な報告を実施する。
- 当社および子会社の著しい損害が生じるおそれのある事実その他重要な事項について監査役に報告するとともにリスクの管理の状況について監査役に報告する。
- 内部監査部門は当社および子会社の内部監査の結果等の適切な報告を行い、緊密な連携を保つ。
- 当該報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

- 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査役と協議のうえ毎年度予算措置を行い、その費用の前払い等が必要な場合には、監査役の請求により担当部署において速やかに対応する。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 常勤監査役が子会社等の常勤監査役と監査方針・監査方法などの協議・情報交換を行うために定期的に開催する東急グループ常勤監査役会議および連結会社常勤監査役連絡会において、情報提供などの協力を行う。

③ 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 東急グループのコンプライアンス上の課題等については、コンプライアンス部門によるモニタリングの他、内部監査等の手法によるモニタリングを実施するとともに、サステナビリティ推進会議にて審議・報告し、適宜経営会議および取締役会へ報告した。また、サステナビリティセミナーやeラーニングを用いた全社研修ならびに「行動規範」の周知等により、当社および子会社の役員、従業員のコンプライアンス意識を向上させることで、コンプライアンス違反防止の徹底を図った。
- 社内および弁護士事務所にコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し、事実確認のうえ、コンプライアンス上問題がある行為等については、問題の是正を図っている。日々の受付応対方、調査手法等の見直しを図り、調査・是正措置の実効性、信頼性の向上を図った。
- 警察当局等外部機関との連携により、反社会的勢力排除のための活動を継続的に実施した。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 情報の保存および管理については、保存文書を一元管理するとともに、機密情報、個人情報等については、情報管理基本規程に則り、全部署に配置した各情報を管理する責任者を通じて情報の適切な保存および管理を行った。
- また、情報機器の社外持ち出し機会の増大に対応して、紛失防止策を強化し定期的の実施するとともに、社内規程および運用ルールの見直しを行った。さらに積極的な啓発活動により情報保全に対する意識向上を図

った。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 東急グループの安全管理上の課題等については、サステナビリティ推進会議にて審議・報告し、経営会議および取締役会へ報告した。
- 連結経営上の最重要リスクへの対応については、年度ごとに期中にリスクを確認したうえで、3月に実施状況を報告するとともに、翌年度の課題・対応を経営会議で決議し、取締役会に報告している。
- 新型コロナウイルス感染拡大に対しては、各種感染防止策に加えて、大規模な職域接種を実施するとともに、感染拡大の影響を大きく受けた事業を中心に、事業構造改革の進捗状況について取締役会等に報告した。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会や経営会議等での重要な意思決定と執行の監督を的確に実施した。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①東急グループサステナビリティ推進会議の開催等により、企業集団としてのサステナビリティ推進活動を一体的に推進した。
- ②グループ経営基本規程に基づき、グループ会社経営会議の開催等により、子会社から必要な報告を受け、適切な対応を行うことで業務適正の確保を図った。
- ③グループ経営基本規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、東急グループサステナビリティ推進会議の開催等により、企業集団としての安全管理活動を一体的に推進した。なお、鉄道事業における輸送の安全確保については、当社の取締役会にて半期ごとに報告が行われ、適切に整備・運用されていることを確認した。
- ④東急グループコーポレート会議の開催等により、グループ経営の方針を決定するとともに、グループ会社経営会議等の開催等により、子会社の経営実態を把握し、事業計画等を協議、決定した。なお、連結経営上の重要な業務の執行等については、当社の取締役会および経営会議にて適宜審議・報告した。

6) 監査役関連事項

- 監査を支える体制においては、監査役会事務局に専任のスタッフを配置し、監査役がその職務を円滑に行えるように努めると共に、その異動にあたっては監査役の意見を尊重している。
- 取締役・執行役員等は、監査役による監査のため、定期的に監査役との会合を実施すると共に、常勤監査役が経営会議その他重要会議への出席を確保できるように連絡調整に努めている。また、監査役が実態把握を容易にできるよう、内部監査部門に連携を図らせつつ、当社および子会社の執行部門への聴取、実査に協力した。子会社等の常勤監査役に対し、東急グループ常勤監査役会および連結会社常勤監査役連絡会において情報提供を行った。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の基本的方針

当社は、2000年4月、「21世紀においても持続的に成長する東急グループ」を目指して「東急グループ経営方針」を策定し、グループ再編を積極的に進めるとともに、財務的な課題の克服に努めてまいりました。次いで2005年4月より成長戦略に軸足を移し、持続的成長の基盤確立に努め、2021年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大による当社の各事業への影響を踏まえ、「『変革』－事業環境変化への対応による収益復元と進化」を基本方針とする中期3か年経営計画に取り組んでおります。

また、当社の各事業を取り巻く環境変化に対応すべく、鉄道事業の分社化や不動産運営事業の子会社への移管など、グループ経営体制の高度化に取り組むとともに、2019年度において2030年に向けての経営スタンスおよび成長戦略の方向性や2050年目線での東急グループの描く未来を示した長期経営構想を策定し、継続的に社会課題の解決に取り組むサステナブル経営を推進しております。

2022年3月には「環境ビジョン2030」を策定し、「なにげない日々が、未来をうごかす」をコンセプトとして、お客さまをはじめとするパートナーと連携し、環境と調和する街のモデルを模索しながら世界の課題解決への貢献にもつなげていくことを目指します。

このように長期的な視点に立った経営を推進し、当社が企業価値・株主の共同の利益を保全・確保し向上させていくためには、以下の各項目を実行することが不可欠と考えており、より一層これらの実現に努めてまいります。

- 1) グループにおける鉄道事業は極めて公共性の高い事業領域に属しており、お客さまの安全確保を第一義とした全社的推進体制を確保すること
- 2) 安全性及び利便性の向上を目指した中長期的な投資を継続的にを行い、それを可能とする経営の安定性を確保すること
- 3) 長期的な視点に立ち、沿線開発と不動産事業の更なる推進を継続するとともに、広域の移動を促進、街や地域を活性化させるべく、交通・リテール・生活サービスなどグループの各事業を一体的に展開すること
- 4) 子会社の少数株主の利益を損なわないように配慮しつつ、グループの各事業を全体最適の観点から一元的にマネジメントすることができるよう、当社が強力なグループガバナンスを発揮すること
- 5) 株主の皆さま、お客さま、沿線住民の方々、行政機関、関係事業者、債権者、そして従業員やその家族といった事業にとって重要なステークホルダー全般との信頼関係を維持向上させること

② 当社の支配に影響を与える株式の大量取得行為について

当社の株式は上場されており、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主の共同の利益に資すると判断される限り否定されるべきものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案について対抗措置をとるべきとの判断には、最終的には合理的手続きを経て確定される株主全体の意思が反映されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為の中にはその目的・手法などから見て、企業価値・株主の共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、例えば短期的な利益追求を目的とすることなどにより鉄道事業の安全確保に悪影響を及ぼす可能性があるもの、また買収を二段階で行い、最初の買付に応じなければ不利益になる、あるいはそのような危惧を抱かせる状況を作り出し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、不適切な方法による、あるいは不適切な者による企業買収の存在は否定できません。また、株式の大量取得行為の提案がなされた場合において、これの是非を判断する十分な情報や代替案を株主の皆さまが持ち合わせていないにも関わらず、そのまま買収が行われてしまう場合もあり得ます。

当社事業にとって重要なステークホルダーの利益を考慮しつつ、このような買収から企業価値・株主の共同の利益を守り、これらに資するよう行動することは、当社の経営を負託された者として当然の責務であると認識しております。

現時点において、当社は具体的にこのような買収の脅威にさらされているとの認識はありませんが、当社株式の取引や株主の異動の状況を常にチェックするとともに、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合に、判断の客観性を担保しつつ、企業価値・株主の共同の利益を保全・確保及び向上させるために必要な措置が取れるよう、社内における体制を整え、役割分担や行うべき対応を明確にしております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	121,724	134,095	455,201	△37,153	673,868
会計方針の変更による累積的影響額			△5,409		△5,409
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,724	134,095	449,792	△37,153	668,458
当期変動額					
剰余金の配当			△7,561		△7,561
親会社株主に帰属する当期純利益			8,782		8,782
土地再評価差額金取崩額			3,470		3,470
自己株式の取得				△4,521	△4,521
自己株式の処分		△170		2,059	1,889
支配継続子会社に対する持分変動		△240			△240
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△411	4,691	△2,461	1,819
当期末残高	121,724	133,683	454,484	△39,614	670,278

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	20,509	△75	8,700	895	△1,542	28,486	50,183	752,538
会計方針の変更による累積的影響額								△5,409
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,509	△75	8,700	895	△1,542	28,486	50,183	747,129
当期変動額								
剰余金の配当								△7,561
親会社株主に帰属する当期純利益								8,782
土地再評価差額金取崩額								3,470
自己株式の取得								△4,521
自己株式の処分								1,889
支配継続子会社に対する持分変動								△240
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,747	165	△3,470	6,122	5,132	4,202	△209	3,993
当期変動額合計	△3,747	165	△3,470	6,122	5,132	4,202	△209	5,812
当期末残高	16,762	89	5,229	7,017	3,589	32,689	49,974	752,942

連 結 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・ 連結子会社の数 129社
 - ・ 主要な連結子会社の名称 東急電鉄(株)、伊豆急行(株)、(株)東急百貨店、(株)東急ストア、(株)東急ホテルズ、(株)東急レクリエーション
- ② 非連結子会社の状況
 - ・ 主要な非連結子会社の名称 伊豆東海岸鉄道整備(株) 他2社
 - ・ 連結の範囲から除いた理由 その総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
- ③ 連結の範囲の変更
新規設立により東急ラヴィエール(株)、(株)新宿東急ホテルズを新たに連結の範囲に含めております。
連結子会社との合併により(株)伊豆急物産、(株)伊豆観光ホテル、(株)みなとみらい東急スクエア、(株)東急ステーションリテールサービスを、会社清算によりハラルフードサービス(株)、(株)ティーアール・フーズ、(株)鹿児島東急REIホテルをそれぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・ 持分法適用の非連結子会社の数 1社
 - ・ 持分法適用の関連会社の数 28社
 - ・ 主要な会社等の名称 世紀東急工業(株)、東急建設(株)、(株)東急コミュニティー、東急不動産(株)、東急不動産ホールディングス(株)、東急リバブル(株)
- ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況
 - ・ 主要な会社等の名称 クレードル興農(株) 他7社
 - ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用の範囲から除外しております。
- ③ 持分法の適用の範囲の変更
新規設立によりDanh Khoi TK Joint Stock Companyを新たに持分法の適用の範囲に含めております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券（投資その他の資産を含む）

満期保有目的債券 …… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない …… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

株式等以外のもの …… 主として移動平均法による原価法

市場価格のない …… 主として移動平均法による原価法
株式等 …… なお、匿名組合出資金（その他有価証券）については、匿名組合の損益のうち帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

ロ. デリバティブ …… 時価法

ハ. 棚卸資産

分譲土地建物については主として地区別総平均法による原価法及び個別法による原価法、その他については、各業種に応じ個別法による原価法、総平均法による原価法、最終仕入原価法による原価法、先入先出法による原価法、売価還元法による原価法、移動平均法による原価法（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によるほか当社の一部賃貸施設及び一部連結子会社については定額法との併用を行っております。ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 …… 2年～75年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費等及び株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

使用人及び使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。

ハ. 商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

イ. 交通事業

交通事業は、主に当社の連結子会社において鉄軌道業及びバス業による旅客輸送を行っております。旅客輸送では、顧客に対して輸送する義務を負っており、サービスの完了時に収益を認識しておりますが、定期券については、有効開始日から終了日までの期間の経過に伴い収益を認識しております。その他、鉄道車両用機器の設計製作、更新修理定期検査の請負及び鉄道関係電気工事の設計施工等を行う鉄道車両関連事業等を行っております。鉄道車両関連事業では、顧客との契約に基づき機器の設計作成、定期検査の実施、工事の設計施工等のサービスを提供する義務を負っており、サービスの完了時に収益を認識しております。ただし、鉄道車両関連事業の一部の工事取引においては、工事契約を締結しており、この場合には進捗度に基づき収益を認識しております。

ロ. 不動産事業

不動産事業は、主に当社において不動産販売業及び不動産賃貸業を行っております。不動産販売業においては、宅地の造成販売、住宅等の建設販売等を行っており、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引渡した時点において収益を計上しております。不動産賃貸業では、オフィスビル等の不動産の賃貸を行っており、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸期間にわたり収益を認識しております。その他に、当社においてホテル運営を行っており、また、当社の連結子会社において不動産管理業及び建設関連事業を行っております。ホテル運営は、当社が複合施設に入居しているホテルの運営を行っている事業であり、主に顧客に宿泊先を提供する義務を負っており、顧客の宿泊時に収益を認識しております。不動産管理業においては、ビルの総合的管理運営を行う義務を負っており、サービスの提供に応じて収益を認識しております。建設関連事業では、主に施工管理を行う義務を負っており、サービスの完了時に収益を認識しておりますが、一部の工事取引においては、工事契約を締結しており、この場合には進捗度に基づき収益を認識しております。

ハ. 生活サービス事業

生活サービス事業では、主に当社の連結子会社において百貨店業、チェーンストア業の小売事業、シネマコンプレックスを展開する映像事業、ケーブルテレビサービス及びインターネット接続サービスを提供するケーブルテレビ事業、広告の代理業務を行う広告業を行っております。百貨店業及び小売事業では、顧客に商品の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に商品を引渡した時点において収益を認識しております。また、テナントへ商業スペース等の賃貸を行っており、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸期間にわたり収益を認識しております。映像事業、ケーブルテレビ事業及び広告業では、当該サービスを提供する義務を負っており、サービスの完了時またはサービスの提供に応じて収益を認識しております。その他に、当社の連結子会社において電力小売業を行っており、顧客に電力を提供する義務を負っており、電力の提供に応じて収益を認識しております。

二. ホテル・リゾート事業

ホテル・リゾート業では、主に当社の連結子会社においてホテルの運営を行っております。顧客に宿泊先を提供する義務を負っており、顧客の宿泊時に収益を認識しております。

⑥ 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、主としてその発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、主としてその発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額及び非支配株主持分に計上しております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は主として期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑧ 特別法上の準備金

特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により取り崩しております。

なお、特定都市鉄道整備準備金のうち2,510百万円については、一年内に使用されると認められるものであります。

⑨ 鉄軌道業における工事負担金等の処理方法

当社の連結子会社であります東急電鉄(株)、伊豆急行(株)及び上田電鉄(株)において、工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を、工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。また、工事負担金等を受け入れた工事費のうち、撤去済の仮設構造物等に係る部分については、営業費（固定資産除却費等）に計上しております。

⑩ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たす場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、外貨建借入金

ハ. ヘッジ方針

当社は、取引の権限等を定めた基準を業務執行規程の中において設けており、この基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。また、連結子会社においても、内部規程に基づき、主に事業活動上生じる金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間についてキャッシュ・フロー変動額の比率で判定しております。

⑪ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、重要性のないものは、一括償却しております。

(追加情報)

(従業員持株 E S O P 信託について)

当社は、2021年5月に、中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「東急グループ従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれ

る数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合等に応じて金銭が分配されます。株価の下落により売却損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して返済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において3,291百万円、2,224千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度3,325百万円

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

主に消化仕入取引に係る収益、広告の媒体取引に係る収益、直送取引に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品またはサービスの提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先またはサービスの提供元に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) ポイントに係る収益認識

当社は、顧客に将来の購入時に値引きとして交換できるポイントを提供するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを運営しております。従来は、ポイントの還元時に額面で収益を認識しておりましたが、取引価格を独立販売価格の比率に基づいてポイントと物品に配分し、還元時にポイントに配分された取引価格を収益として認識する方法に変更しております。

(3) 定期券に係る収益認識

定期券に係る収益の認識については、従来は、発売した月から券種別の期間に応じて月割で按分した金額を収益として認識しておりましたが、定期券は有効開始日から終了日の期間にわたり特定の区間においては制限なく利用可能であることから、有効開始日から終了日までの期間の経過に伴い収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形及び売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「前受金」及び「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の営業収益が154,366百万円、営業費用が154,980百万円それぞれ減少し、営業利益が613百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ587百万円増加しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が5,409百万円減少しております。

また、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券、デリバティブ取引等については取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって連結貸借対照表価額としております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産 1,823,181百万円、減損損失 25,129百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行っております。その結果、継続的な地価の下落に伴い帳簿価額に対し著しく時価が下落している固定資産グループ及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている固定資産グループ等について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

ロ. 主要な仮定

回収可能価額は、正味売却価額、あるいは使用価値に基づき算定をしております。

正味売却価額については、土地等の時価又は収益還元法によって評価しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを主として4.0%～5.0%で割り引いて算出しております。

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、交通事業においては、輸送人員、旅客数など、不動産事業においては、テナント動向等を含む空室率など、生活サービス事業においては、顧客動向、顧客数など、ホテル・リゾート事業においては、宿泊単価、稼働率などであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、2022年度以降も影響が一定程度継続するものの段階的に回復していくものと仮定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。主要な仮定について予想値との乖離が生じた場合、又は市場価格が下落した場合において、回収可能価額が減少したときは、翌連結会計年度において減損損失が発生するリスクがあります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 7,803百万円、法人税等調整額228百万円

（繰延税金負債と相殺前の金額は71,314百万円であります）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌連結会計年度の予算及び中期経営計画を基礎としております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産は主として当社及び交通セグメントに属する子会社において計上されたものであり、課税所得の見積りの基礎となる翌連結会計年度の予算及び中期経営計画における新型コロナウイルス感染症の収束時期や交通事業における輸送人員等を含む仮定について2022年3月期末時点においては正常化までには至らず、2022年度以降にかけても段階的に回復していくものと仮定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の高い不確実性を有しております。新型コロナウイルス感染症の収束時期の延長や交通事業における輸送人員の減少などの予想値との乖離が生じた場合、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

分譲土地建物	171百万円
建物及び構築物	386,457百万円
機械装置及び運搬具	70,807百万円
土地	126,555百万円
投資有価証券（注1）	12,339百万円
その他	14,166百万円
計	610,497百万円

（注1）投資有価証券については出資先の短期借入金1,850百万円及び長期借入金313,385百万円を担保するため、物上保証に供しております。

（注2）上記のほか、連結処理により相殺消去されている以下の資産を担保に供しております。

子会社株式	357百万円
-------	--------

② 担保に係る債務

短期借入金	15,920百万円
長期借入金	39,301百万円
その他	3,237百万円
計	58,458百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,318,734百万円

(3) 保証債務

企業集団以外の会社などに対する債務保証	722百万円
---------------------	--------

(4) 固定資産の取得原価から直接減額された
工事負担金等累計額 220,586百万円

(5) 保有目的の変更による固定資産から
分譲土地建物への振替額 9,805百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金を営業外収益に計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期首の株式数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 の株式数 (千株)
普 通 株 式	624,869	—	—	624,869

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期首の株式数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 の株式数 (千株)
普 通 株 式 (注)	20,776	3,055	1,299	22,532

(注) (1) 当連結会計年度期首の株式数には、役員報酬信託口が保有する当社株式310千株を含めて記載しております。

(2) 当連結会計年度末の株式数には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口が保有する当社株式2,529千株を含めて記載しております。

(3) 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。

① 従業員持株会信託口における株式取得による増加	3,050千株
② 単元未満株式の買取りによる増加	4千株
③ 株式交換で生じた端数株式の取得による増加	0千株

(4) 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

① 従業員持株会信託口における株式売却による減少	826千株
② 株式交換による自己株式の交付	467千株
③ 役員報酬信託口における株式交付による減少	5千株
④ 単元未満株式の買増請求による減少	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	(注1)3,023	5.0	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月9日 取締役会	普通株式	(注2)4,538	7.5	2021年9月30日	2021年12月2日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬信託口に対する配当金1百万円を含めております。

(注2) 配当金の総額には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口に対する配当金22百万円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	(注)4,538	利益剰余金	7.5	2022年3月31日	2022年6月30日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口に対する配当金18百万円を含めております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、鉄軌道業をはじめとする各事業の設備投資計画に照らして、必要な資金を主に金融機関からの借入や社債発行により調達しております。資金運用については元本保証もしくはこれに準じる商品による余剰資金の運用に限定し、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、内部規程に従いリスクの低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は主として設備投資資金や運転資金であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っており、為替変動リスク及び金利変動リスクのある外貨建長期借入金及び外貨建社債に対しては、金利通貨スワップ取引を実施して元本及び支払利息の固定化を図っております。また、地震発生による収支変動リスクを回避する目的で地震デリバティブ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引は内部規程に従い、取引の実行、管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 35,413百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券 (*1)	10	10	0
関連会社株式	116,336	89,851	△26,485
その他有価証券	53,105	53,105	—
資産計	169,452	142,966	△26,485
(1) 社債 (*1)	310,000	308,329	△1,670
(2) 長期借入金 (*2)	540,060	553,059	12,998
負債計	850,060	861,388	11,328
デリバティブ取引 (*3)	262	262	—

(*1) 1年内償還額を含めております。

(*2) 1年内返済額を含めております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	38,498	—	—	38,498
債券				
社債	—	4,919	—	4,919
その他	9,687	—	—	9,687
資産計	48,186	4,919	—	53,105
デリバティブ取引	—	—	262	262

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	10	—	10
関連会社株式	89,851	—	—	89,851
資産計	89,851	10	—	89,861
社債	—	308,329	—	308,329
長期借入金	—	553,059	—	553,059
負債計	—	861,388	—	861,388

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場している株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

地震デリバティブは、取引相手である金融機関から入手した相場価格により算定しており、レベル3の時価に分類しております。金利スワップの特例処理、金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、それらの時価はそれぞれのヘッジ対象である長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

社債

当社の発行する社債については、当該債務に係る主要な市場における時価により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金（*）の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（*）金利スワップの特例処理、金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）の対象とされた長期借入金（上記「デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップ、金利通貨スワップのレートによる元利金の合計額

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や神奈川県の本社グループ沿線地域及びその他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
560,330	1,066,665

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であり、一部の重要な物件については不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。

(注3) 開発中の不動産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,167 円 07銭

(2) 1株当たり当期純利益 14 円 58銭

(注) 「2.会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は8円58銭減少、1株当たり当期純利益は0円40銭増加しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	交通事業	不動産事業	生活サービス事業	ホテル・リゾート事業	
東急電鉄等 (鉄軌道業)	119,276	—	—	—	119,276
東急バス・東急トランセ (バス業)	22,979	—	—	—	22,979
交通事業 その他	20,670	—	—	—	20,670
当社 不動産販売	—	49,244	—	—	49,244
当社 不動産賃貸	—	72,755	—	—	72,755
不動産事業 その他	—	65,182	—	—	65,182
東急百貨店 (百貨店業)	—	—	72,308	—	72,308
東急ストア (チェーンストア業)	—	—	204,061	—	204,061
リテール その他	—	—	51,594	—	51,594
東急レクリエーション (映像事業)	—	—	21,920	—	21,920
イツ・コミュニケーションズ (CATV)	—	—	26,017	—	26,017
東急エージェンシー (広告業)	—	—	52,289	—	52,289
ICT・メディア その他	—	—	61,176	—	61,176
東急ホテルズ等 (注2) (国内ホテル業)	—	—	—	28,675	28,675
ホテル・リゾート事業 その他	—	—	—	10,959	10,959
合計	162,927	187,183	489,368	39,634	879,112
顧客との契約から生じる収益	160,932	121,015	457,715	39,116	778,778
その他の収益 (注1)	1,994	66,167	31,653	518	100,333

(注1) 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入等が含まれております。

(注2) 「東急ホテルズ等」には、(株)東急ホテルズのほか、資産保有をしている当社や合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン、(株)ティー・エイチ・プロパティーズを含んで表記しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

イ. 交通事業

鉄軌道業及びバス業における旅客輸送の定期券については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、有効開始日から終了日までの期間の経過に伴い収益を認識しております。対価は前払いとなっており、重大な金利要素は含んでおらず、また変動対価も含まれておりません。

鉄道車両関連事業等では、一部の取引において工事契約を締結しており、契約期間にわたる工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、工事の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一部の工事契約については、取引の対価を履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのちに受領しております。重大な金融要素は含んでおらず、また変動対価も含まれておりません。

ロ. 不動産事業

建設関連業では、一部の取引において工事契約を締結しており、契約期間にわたる工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、工事の進捗に応じて収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。一部の工事契約については、取引の対価を履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのちに受領しております。重大な金融要素は含んでおらず、また変動対価も含まれておりません。

ハ. 生活サービス事業

消化仕入取引に係る収益、広告の媒体取引に係る収益、直送取引に係る収益について、顧客への商品またはサービスの提供における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先またはサービスの提供元に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

当社及び連結子会社の役割が本人または代理人に該当する取引のいずれについても、短期間で対価との交換が行われており、重大な金融要素や変動対価は含まれておりません。

電力小売業では、検針の日から決算日まで生じた収益については、企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」に従い、見積りを行っております。見積り金額については翌月の検針により確定し、短期間で対価との交換が行われております。重大な金融要素は含んでおらず、また変動対価も含まれておりません。

当社は、顧客に将来の購入時に値引きとして交換できるポイントを提供するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを運営しており、取引価格を独立販売価格の比率に基づいてポイントと物品に配分し、還元時にポイントに配分された取引価格を収益として認識しております。また、当社の連結子会社ではグループ商品券を発行しており、未使用部分のうち、当社の連結子会社が将来において権利を得ると見込む部分に関しては、他の使用部分の収益の認識に比例して収益を認識しております。

当社の連結子会社では、サービス付シニア住宅施設の運営を行っております。サービス付シニア住宅施設では、顧客の入居時に入居一括金を受領しております。この入居一括金は、将来の居住期間にわたってサービスを継続的に提供するにつれて顧客は便益を享受することができることから、想定居住期間にわたって収益を認識しております。入居一括金に、重大な金融要素や変動対価は含まれておりません。

二. ホテル・リゾート事業

短期間において対価との交換が行われることから、取引の対価に重大な金融要素や変動対価は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	120,042
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	146,286
契約資産（期首残高）	6,219
契約資産（期末残高）	7,316
契約負債（期首残高）	39,059
契約負債（期末残高）	39,401

契約資産は主に、工事契約、広告の代理業務及び電力小売業において認識されております。工事契約については、顧客の支配する資産を創出しているが未請求の作業に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。広告の代理業務については、財又はサービスの提供が完了しているが、未請求の作業に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。電力小売業については、検針の日から決算日まで生じた収益の見積もりにより認識されております。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、前受運賃、グループポイント、グループ商品券、サービス付シニア住宅施設の一括入居金等、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20,366百万円であります。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内である交通事業における定期券に係る履行義務等、並びに現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している不動産事業における総合管理運営に係る履行義務及び生活サービス事業におけるケーブルテレビ事業に係る履行義務等は含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

未充足の履行義務は主に、ポイントプログラム、グループ商品券、工事契約、不動産販売契約及びサービ

ス付シニア住宅施設の一括入居金に関するものであります。ポイントプログラムまたはグループ商品券においては実際の利用に応じて、工事契約においては工事の進捗度に応じて、不動産売買契約については物件の引き渡し時点で、サービス付シニア住宅施設の一括入居金については、想定居住期間にわたって収益を認識しております。

ポイントプログラムに係る未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で2,509百万円であります。ポイントは今後3年間にわたって収益を認識することを見込んでおります。

グループ商品券に係る未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で7,364百万円であります。商品券には有効期限がないため、非行使部分は、原則として顧客による権利行使のパターンと比例的に、発行時より一定期間にわたり収益を認識することを見込んでおります。

工事契約に係る未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で14,080百万円であります。このうち、約8割は1年以内に、約2割は1年超3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

不動産販売契約に係る未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で37,281百万円であります。このうち、約4割は1年以内に、約6割は1年超3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

サービス付シニア住宅施設の一括入居金に関する未充足の履行義務は、2022年3月31日時点で6,378百万円であります。このうち、約2割は1年以内に、約3割は1年超3年以内に、約5割は3年を超えて収益を認識することを見込んでおります。

12. その他の注記

(1) 減損損失

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行いました。その結果、当連結会計年度において継続的な地価の下落に伴い帳簿価額に対し著しく時価が下落している固定資産グループ及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている固定資産グループ100件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（25,129百万円）として特別損失に計上いたしました。

※地域ごとの減損損失の内訳

・首都圏	5,041（内、土地	一、建物及び構築物	3,992、その他	1,049）百万円
・中部北陸圏	18,594（内、土地	12,868、建物及び構築物	4,939、その他	787）百万円
・近畿圏	1,137（内、土地	一、建物及び構築物	567、その他	570）百万円
・その他	355（内、土地	一、建物及び構築物	251、その他	103）百万円

(2) セグメント情報

（単位：百万円、単位未満切捨）

報 告 セ グ メ ン ト	営 業 収 益	営 業 利 益
交 通 事 業	166,557	△3,937
不 動 産 事 業	223,263	45,230
生 活 サ ー ビ ス 事 業	502,747	6,600
ホ テ ル ・ リ ゾ ー ト 事 業	43,523	△16,736
計	936,091	31,157
消 去	△56,978	386
連 結	879,112	31,544

以 上

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	121,724	92,754	35,164	481	2,497	291,287	△36,290	507,620
会計方針の変更による累積的影響額						△1,754		△1,754
会計方針の変更を反映した当期首残高	121,724	92,754	35,164	481	2,497	289,532	△36,290	505,865
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立				5,556		△5,556		－
固定資産圧縮積立金の取崩				△10		10		－
特別償却準備金の積立					1,289	△1,289		－
特別償却準備金の取崩					△413	413		－
剰余金の配当						△7,561		△7,561
当期純利益						20,471		20,471
自己株式の取得							△4,521	△4,521
自己株式の処分			△170				2,059	1,889
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	△170	5,546	876	6,487	△2,461	10,277
当期末残高	121,724	92,754	34,993	6,027	3,373	296,020	△38,752	516,142

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	15,292	522,912
会計方針の変更による 累積的影響額		△1,754
会計方針の変更を反映 した当期首残高	15,292	521,157
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—
特別償却準備金の積立		—
特別償却準備金の取崩		—
剰余金の配当		△7,561
当期純利益		20,471
自己株式の取得		△4,521
自己株式の処分		1,889
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,904	△2,904
当期変動額合計	△2,904	7,372
当期末残高	12,388	528,530

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券等を加減する処理を行っております。

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 …… 地区別総平均法による原価法（個別区画工事費及び一部点在地については個別法による原価法）

貯蔵品 …… 移動平均法による原価法

（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお、一部の賃貸施設については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 2年～60年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

使用人に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。

③ 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を前払年金費用及び退職給付引当金として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理することとしております。

④ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員等に対する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

当社は、主に、不動産販売業及び不動産賃貸業を行っております。不動産販売業においては、宅地の造成販売、住宅等の建設販売等を行っており、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っており、顧客に物件を引渡した時点において収益を計上しております。不動産賃貸業では、オフィスビル等の不動産の賃貸を行っており、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸期間にわたり収益を認識しております。その他に、当社は複合施設に入居しているホテルの運営を行っております。ホテルの運営では、主に顧客に宿泊先を提供する義務を負っており、顧客の宿泊時に収益を認識しております。

(5) その他

① 繰延資産の処理方法

社債発行費等及び株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、金利通貨スワップ

ヘッジ対象：借入金、外貨建借入金

ハ. ヘッジ方針

当社は、取引の権限等を定めた基準を業務執行規程の中において設けており、この基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間についてキャッシュ・フロー変動額の比率で判定しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(従業員持株E S O P 信託について)

当社は、2021年5月に、中長期的な企業価値向上と福利厚生 の 拡 充 を 目 的 と し た 従 業 員 イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン 「 従 業 員 持 株 E S O P 信 託 」 を 導 入 し て お り ま す 。 概 要 に つ い て は 、 「 連 結 注 記 表 （ 追 加 情 報 ） （ 従 業 員 持 株 E S O P 信 託 に つ い て ） 」 に 記 載 し て お り ま す 。

2. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「前受金」及び「契約負債」に含めて表示しております。

この変更が当事業年度の計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、従来、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた社債その他の債券、デリバティブ取引等については取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて算定した時価をもって貸借対照表価額としております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産 823,940百万円、減損損失 2,796百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行っております。その結果、継続的な地価の下落に伴い帳簿価額に対し著しく時価が下落している固定資産グループ及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている固定資産グループ等について、割引前将来キャッシュ・フロ

一の総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

ロ. 主要な仮定

回収可能価額は、正味売却価額、あるいは使用価値に基づき算定をしております。

正味売却価額については、土地等の時価又は収益還元法によって評価しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを主として4.0%～5.0%で割り引いて算出しております。

将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、テナント動向等を含む空室率などであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、2022年度以降も一定程度継続するものの段階的に回復していくものと仮定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに係る主要な仮定は不確実性が高く、予想値との乖離が生じる可能性があります。主要な仮定について予想値との乖離が生じた場合、又は市場価格が下落した場合において、回収可能価額が減少したときは、翌事業年度において減損損失が発生するリスクがあります。

(2) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 401,060百万円、有価証券評価損 13,077百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等である関係会社株式については、発行会社の財政状態を定期的にモニタリングすることに加え、発行会社における事業環境や将来の事業計画等の実行可能性など回復可能性について社内で十分に検討したうえで、当該株式の評価を行っております。

発行会社における事業環境や将来の事業計画など主要な仮定について、新型コロナウイルス感染症の影響も含め、予期せぬ事象が発生した場合や事業計画の見直しなどの事象が生じた場合、関係会社株式の評価に重要な影響を与えるリスクがあります。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期については、2022年度以降も一定程度継続するものの段階的に回復していくものと仮定しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(注) 担保付債務は1年以内返済額を含みます。

① 担保に供している資産

投資有価証券 (注)	12,339百万円
関係会社株式 (注)	357百万円
計	12,696百万円

(注) 投資有価証券については出資先の短期借入金1,850百万円及び長期借入金313,385百万円を担保するため、物上保証に供しております。

(注) 関係会社株式については関係会社の短期借入金200百万円及び長期借入金10,610百万円を担保するため、物上保証に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 314,069百万円

(3) 偶発債務

① 下記の会社等に対し、債務の保証を行っております。

銀行借入	
(株)東急ストア	7,700百万円
ベカメックス東急有限会社	7,429百万円
東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	6,183百万円
(株)東急百貨店	1,500百万円
サハ東急コーポレーション(株)	1,289百万円
伊豆急行(株)	535百万円
小計	24,638百万円

金銭返還債務

東急ウェルネス(株)	4,606百万円
小計	4,606百万円
合計	29,245百万円

このほか、子会社の賃貸借契約について契約残存期間の賃料を次のとおり保証しております。

(株)東急ホテルズ	2,234百万円
(株)SHIBUYA109エンタテイメント	683百万円
合計	2,917百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	58,827百万円
長期金銭債権	411,219百万円
短期金銭債務	77,710百万円
長期金銭債務	20,059百万円
(5) 保有目的の変更による固定資産から分譲土地建物への振替額	9,805百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	81,616百万円
営業収益	47,253百万円
営業費	34,363百万円
営業取引以外の取引による取引高	24,630百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普 通 株 式	20,522	3,055	1,299	22,278

- (注) 1. 当事業年度期首株式数には、役員報酬信託口が保有する当社株式310千株を含めて記載しております。
2. 当事業年度期末株式数には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口が保有する当社株式2,529千株を含めて記載しております。
3. 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------------|---------|
| ① 従業員持株会信託口における株式取得による増加 | 3,050千株 |
| ② 単元未満株式の買取りによる増加 | 4千株 |
| ③ 株式交換で生じた端数株式の取得による増加 | 0千株 |
4. 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。
- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 従業員持株会信託口における株式売却による減少 | 826千株 |
| ② 株式交換による自己株式の交付 | 467千株 |
| ③ 役員報酬信託口における株式交付による減少 | 5千株 |
| ④ 単元未満株式の買増請求による減少 | 0千株 |

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
有価証券	37,069百万円
退職給付引当金	27,312百万円
減損損失	13,930百万円
長期未払金	4,108百万円
固定資産	4,037百万円
減価償却費	1,262百万円
賞与引当金	316百万円
その他	6,623百万円
繰延税金資産小計	94,659百万円
評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△54,512百万円
評価性引当額小計	△54,512百万円
繰延税金資産合計	40,146百万円
繰延税金負債	
固定資産	△13,829百万円
退職給付信託設定益	△13,349百万円
その他有価証券評価差額金	△5,467百万円
その他	△4,666百万円
繰延税金負債合計	△37,313百万円
繰延税金資産（負債△）純額	2,833百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	東 急 電 鉄 (株)	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付、 担保の受入、 出向者人件 費の精算及 び業務の受 託等	資金の貸付	45,100	短期貸付金	28,702
				利息の受取 (注2)	5,841	長期貸付金	350,711
				担保の受入 (注3)	501,412	未 収 利 息	6
				出向者人件費の受取 (注4)	30,716	立 替 金	5,603
				業務の受託	14,851	未収受託料	4,279
子 会 社	東急ファイナンスアンドアカウンティング㈱	(所有) 直接 100.0%	金銭の貸借 及び財務処 理業務の代 行等	資金の借入 (注5)	75,826	短期借入金	49,851
				利息の支払 (注5)	213	未収保証料	0
				債務の保証 (注6)	6,183		
				保証料の受取 (注6)	1		
子 会 社	(株) 東 急 百 貨 店	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 等	資金の貸付	3,500	短期貸付金	2,900
				利息の受取 (注2)	238	長期貸付金	39,150
関連会社	東 急 建 設 (株)	(所有) 直接 14.5% 間接 0.6%	建設工事の 発注等	建設工事代	2,174	未 払 金	406
				分譲土地建物仕入代	856		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 東急電鉄(株)及び(株)東急百貨店との資金の貸付取引にかかる金利については、市場金利を勘案して合理的に算出をしております。
3. 金融機関からの借入金に対して、東急電鉄(株)の一部資産について担保提供を受けております。
4. 出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。

5. 東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)との資金の貸借取引は、東急グループ内の資金を統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係わるものであり、取引金額には当期中の貸付及び借入それぞれの平均残高を記載しております。なお、貸借金利については、市場金利を勘案して合理的に算出をしております。
6. 東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)に対する債務保証は、各社の金融機関借入に対して保証したものであります。なお、保証料については、一般の金融機関の保証料率を参考に決定しております。
7. 東急建設(株)は、持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。また、議決権等の所有割合に記載しているもののほか、同社株式7,500千株（議決権等の所有割合7.0%）を退職給付信託に拠出しております。
8. その他の取引条件及び取引条件の決定方針は、一般取引先と同様の条件であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	877円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	33円98銭

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

11. その他の注記

(1) 減損損失

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行いました。その結果、継続的な地価の下落及び賃貸不動産に係る賃料水準の低下などにより、当社は当事業年度において収益性が著しく低下した固定資産グループ15件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,796百万円）として特別損失に計上いたしました。

※地域ごとの減損損失の内訳

・首都圏	2,646（内、建物 2,146、その他 499）百万円
・その他	149（内、建物 124、その他 25）百万円

以 上